

平成 29 年分の申告から

# セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) が始まります!



## ◆セルフメディケーション<sup>(注1)</sup> 税制 (医療費控除の特例) とは?

今までは、病院などを受診した医療費に対する控除でしたが、「医療費控除の特例」として、特定の成分を含んだ、薬局などで購入した OTC 医薬品<sup>(注2)</sup> の年間購入額が「合計 1 万 2 千円」を超えた場合に適用される制度です。これまで、病院を受診されなかった方も対象となる可能性があります。

(注1) 自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

(注2) 医師の処方箋がなくても、薬局で合法的に買える医薬品のこと。対象となる OTC 医薬品は厚生労働省のホームページで確認することができます。

## ◆対象となる人は?

所得税や住民税がかかる方で、健康の維持増進や疾病予防のために、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診のいずれかを受けていて、対象となる OTC 医薬品を購入した人。

## ◆いくら所得控除されるの?

対象となる OTC 医薬品を年間 1 万 2 千円を超えて支払った場合に、その購入費用 (年間 10 万円が限度、生計を一にしている家族の分も含まれます) のうち 1 万 2 千円を超える額が控除の対象になります。

※ただし、従来の医療費控除制度と同時に利用することはできません。

## ◆対象商品パッケージに表示する共通識別マーク



平成 29 年 1 月からの  
レシートや領収書は  
保管しましょう!



平成 29 年 2 月の確定申告ではありません。翌年の平成 30 年 2 月の確定申告からスタートとなりますのでお間違いのないようご注意ください。